

【第2号議案⑤】

## 財務諸表に関する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし
- (4) 引当金の計上基準  
該当なし
- (5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
該当なし
- (6) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税込方式で実施しています。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

#### (1) 基本財産

科目(円)	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券	1,417,800,000	0	178,200,000	1,239,600,000
信託受益権	1,417,800,000	0	178,200,000	1,239,600,000
預金	8,000,000	0	0	8,000,000
合計	2,843,600,000	0	356,400,000	2,487,200,000

※2019年3月29日株価2,363円、2020年3月31日株価2,066円

#### (2) 特定資産

該当なし

### 3. 信託受益権に関する事項

#### ① 信託受益権を基本財産とした経緯

##### (1) 2018年4月13日：株式会社リンガーハット取締役会

株式会社リンガーハット取締役会で公益財団法人米濱・リンガーハット財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことが決議された。なお、今回の自己株式処分に関しては、2018年5月24日開催予定の定時株主総会の承認を条件と実施することとした

(2)2018年5月7日:公益財団法人米濱・リンガーハット財団理事会

2018年4月13日に開催された株式会社リンガーハット取締役会において、当財団の社会貢献活動支援を目的として、第三社割当による自己株式(600,000株)の処分を行うことが決議され、当該株式は、当財団定款第4条第1項に定められた公益目的事業に直接供するための基本財産とし、2018年5月24日に開催予定の株式会社リンガーハット定時株主総会後速やかに譲受けることが理事会にて決議された

(3) 2018年5月22日:公益財団法人米濱・リンガーハット財団評議員会

2018年4月13日に開催された株式会社リンガーハット取締役会において、当財団の社会貢献活動支援を目的として、第三社割当による自己株式(600,000株)の処分を行うことが決議され、当該株式は、当財団定款第4条第1項に定められた公益目的事業に直接供するための基本財産とし、2018年5月24日に開催予定の株式会社リンガーハット定時株主総会後速やかに譲受けることが評議員会にて決議された

(4)2018年5月24日:株式会社リンガーハット定時株主総会

公益財団法人米濱・リンガーハット財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分について募集要項の決定を株式会社リンガーハット取締役会に委任することが決議された

(5) 2018年5月24日:株式会社リンガーハット取締役会

処分先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(米濱・リンガーハット財団)とし、委託者を株式会社リンガーハット、受託者を三菱UFJ信託銀行(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)、受益者を公益財団法人米濱・リンガーハット財団とすることが決議され、委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、社会貢献活動を実施させることが決議された

(6)2018年6月15日:第三者割当による自己株式の処分完了

第三者割当による自己株式の処分が完了した

② 貸借対照表計上額の考え方

信託受益権の評価額については、1.重要な会計方針(1)に記載のとおり、時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法を採用した

③ 信託受益権に係る運用益の考え方

委託者を発行者とする普通株式から生じる配当は、全て当財団の公益目的事業会計の経常収益(基本財産運用益)として計上する

以上